

**上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業
基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル実施要領**

1. 目的

この要領は、「上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業基本・実施設計業務委託」の実施に際し、その受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名：上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業基本・実施設計業務委託
- (2) 業 務 内 容：別紙「上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業基本・実施設計業務委託仕様書」
(以下、「仕様書」という。) のとおり
- (3) 委 託 期 間：契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで
- (4) 整備予定地：別紙、仕様書のとおり
- (5) 提案上限額：36,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額は契約時の予定価格ではなく、業務の上限額を示すものであることに留意すること。
- (6) 選 定 方 法：公募型プロポーザル方式
- (7) 想定工事費：別紙、仕様書のとおり

3. 日程

項 目	日 程	備 考
公募開始 (実施要領等の公表)	令和8年 4月 9日 (木)	
質問受付期間	令和8年 4月10日 (金) ~ 令和8年 4月22日 (水)	
現地確認	令和8年 4月16日 (木)	希望者のみ
質問に対する回答	令和8年 4月24日 (金)	
参加申込書提出期限	令和8年 4月28日 (火)	
参加資格審査結果の通知	令和8年 5月 1日 (金)	
企画提案書類の提出期限	令和8年 5月22日 (金)	
プレゼンテーション実施日	令和8年 5月下旬 (予定)	
選定結果通知	令和8年 6月上旬 (予定)	

※上記スケジュールはやむを得ない事由等がある場合、町の判断で変更することがある。

4. 本プロポーザルの実施方針

(1) 選定の方式

本プロポーザルは、二段階の選定方式とし、第一次審査では書類審査として、参加資格、会社実績、配置予定技術者実績等について審査を行い、5者程度の事業者を選定する。第二次審査では企画提案に基づくプレゼンテーションを実施し、最も高い点数の者（以下「受託候補者」という。）

1者、受託候補者に次いで高い点数の者（以下「次点候補者」という。）1者を選定する。

なお、応募者がいない場合は、スケジュール等を変更して再度募集する。

(2) 審査

審査にあたっては、「上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業基本・実施設計等業務委託」事業者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

5. 単体企業の参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。

(3) 令和7・8年度上毛町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、登録がない場合は、下記の書類一式を参加申込書と同時に提出し、審査の結果、登録可能であると認められた者であること。

ア 登記事項証明書の写し

イ 印鑑登録証明書の写し

ウ 直近年度の国税、都道府県税、市区町村税の納税証明書の写し（未納の税額がないことの証明書）

エ 財務諸表類の写し（原則として直前1年間の事業年度分に係るもの）

オ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（別紙）

カ 委任状（支社、支店及び営業所等に委任する場合）

※登記事項証明書及び納税証明書については、提出日以前3ヶ月以内の証明日のものを提出すること。

(4) 法人格を有すること。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 参加申込書提出の日から契約締結日までのいずれの日においても、国又は地方公共団体の指名競争入札における指名停止措置を受けていないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属しない者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (10) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (11) 本業務の履行にあたって、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を管理技術者として配置できること。
- (12) 別紙、仕様書に定める内容を遂行できること。
- (13) 過去10年間（平成28年度から令和7年度まで）に、日本国内において1契約あたり延べ面積が300㎡以上の建築物の新築、改築、大規模改造（老朽）工事又は大規模な模様替え工事のいずれかに係る設計業務（基本設計又は実施設計）を元請として完了した実績を有する者であること。
- (14) 主たる業務分野（建築設計分野）を再委託しないこと。

6. 設計共同体の参加資格要件

応募は単体企業に限らず設計共同体でも可とする。なお設計共同体の場合の要件は以下の通りとする。

- (1) 複数の者で構成する設計共同体であること。
- (2) 設計共同体を構成する企業の中から代表企業を定め、参加申込書に代表企業名を明記するとともに、代表企業が応募手続き等を代表して行うこと。
- (3) 代表企業は【5. 単体企業の参加資格要件】に示す(10・11)の要件を満たしていること。
- (4) 参加申込書提出時に構成企業すべてを明らかにし、各々が担当する役割を明確にすること。
- (5) 設計共同体の構成企業は、本プロポーザルに係る他の応募者又は応募者の構成企業として重複して参加することはできない。
- (6) 構成企業の変更は、企画提案書の受付日以降、認めない。
- (7) 各構成企業は、設計共同体協定書を締結し、提出すること。
- (8) 設計共同体を構成する全ての構成企業が【5. 単体企業の参加資格要件】に示す(1)～(9)の要件を満たしていること。
- (9) 設計共同体を構成する構成企業全体で【5. 単体企業の参加資格要件】に示す(12)～(14)の要件を満たしていること。

7. 担当部署

本プロポーザルに関する問合せ、書類提出先は下記のとおりとする。

〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1

上毛町役場 企画開発課 開発交流係 担当：山上、北山

電話：0979-72-3112 FAX：0979-72-4664 E-mail：pad@town.koge.lg.jp

8. 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書等に関し不明な点がある場合は質問書（様式第6号）を提出すること。なお、質問に対する回答書は本実施要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなし取り扱う。

(1) 質問書提出期限

令和8年4月22日（水）午後5時まで（必着）

(2) 質問書提出先

【7. 担当部署】へ電子メールにて提出すること。なお、電話又は口頭による質問の受付は行わない。

※送信後、必ず電話により着信を確認すること。

(3) 質問の回答期限及び方法

質問に対する回答は、令和8年4月24日（金）午後5時までに、上毛町公式ホームページにて、質問者の名前を伏せた上で、全質問の回答を公表する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

9. 現地確認の開催

希望者については、令和8年4月16日（木）に整備予定地の現地確認を実施する。なお、現地確認の出席は任意とし、本プロポーザル参加への要件ではなく、業務受託者を選定するための審査に影響を与えるものではない。

参加を希望する場合は令和8年4月14日（火）までに会社名、役職、担当者名、連絡先(当日連絡の取れる番号)を【7. 担当部署】まで連絡すること。

10. 参加申込（一次審査）手続き

(1) 一次審査の提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件を確認のうえ、提出期限までに次の書類を提出すること。

①参加申込書（様式第1号）

②会社概要書（様式第2号）※設計共同体の場合は各々提出

③一級建築士事務所登録を証する書類

④業務実績調書（様式第3号）

※過去10年間（平成28年度から令和7年度まで）に、日本国内における300㎡以上の建築物の新築、改築、大規模改造（老朽）工事又は大規模な模様替え工事のいずれかに係る設計業務（基本設計又は実施設計）を元請として完了した実績を記載すること。

※受託実績を証明する書類（契約書等）を添付すること。

⑤配置予定技術者調書（管理技術者）（様式第4号）

※資格、雇用関係を証明する書類を添付すること。

⑥設計共同体結成届（様式第5号）

⑦設計共同体協定書（任意様式）※別添参考様式あり

⑧暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（別紙）

⑨上毛町入札参加資格者名簿に登録されていない者については、【5. 単体企業の参加資格要件】に示す（3）ア～カを提出すること。

(2) 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

各2部（正本・副本）を提出すること。

(4) 提出方法及び提出先

【7. 担当部署】へ持参（受付時間は平日午前9時から午後5時までとし土・日は受付不可）又は郵送によるものとする。

※郵送提出の場合、「上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル参加申込書在中」と朱書きで明記すること。

※郵送は、受け取り日時及び郵送されたことが証明できる方法を用いること。

※町は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

1.1. 一次審査（参加資格審査）及び結果の通知

(1) 審査方法

ア 参加申込書により審査し、5者程度の事業者を第二次審査対象者として選考する。

イ 評価採点基準及び配点表

評価採点基準項目	主な審査基準	配点
業務実績評価	・過去に類似する設計実績があり、問題なく本業務の実施が見込めるか（国内実績等）	20点
	・主たる営業所の所在地 （設計共同体の場合は代表企業の所在地）	20点
技術者評価	・配置予定技術者（管理技術者）の実績	10点
合 計		50点

ウ 上位から5番目に同評価の者が複数存在する場合は、評価基準のうち「業務実績評価」の点数が高い者を上位とするが、同評価の場合は5者を超えて選定する場合がある。

(2) 一次審査結果の通知

審査結果については、「一次審査（参加資格審査）結果通知書」を全参加申込書提出者へメールにて通知する。なお、審査結果についての問い合わせには応じない。

(3) 通知日

令和8年5月1日（金）

1.2. 二次審査（企画提案書の提出）

二次審査対象となった者は、仕様書等を踏まえ、提出期限までに以下の書類を提出すること。なお、簡潔明瞭に図表等を織り交ぜるなど、専門知識がない者にもわかりやすい表現で作成すること。

(1) 二次審査提出書類

①企画提案書表紙（任意様式）

②企画提案書（様式第9号）※A3判とすること。

③業務工程表（様式第10号）※A4判とすること。

④業務実施体制（様式第11号）※A4判とすること。

⑤見積書（任意様式）※A4判とし、業務ごとの詳しい内訳がわかる積算内訳明細書を添付すること。

(2) 作成上の留意点

ア 企画提案書

- ・企画提案書は「12.(3) 評価ポイント」を盛り込みつつ、仕様書の内容に沿って作成すること。
- ・企画提案書はA3判カラー印刷とする。イメージ図、表などをいれてもよい。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。
- ・1提案者から2種類以上の企画提案書は受け付けない。
- ・仕様書記載の「飲食施設建築等想定工事費」内で実現可能な提案とすること。なお、想定工事費には建築工事費、電気工事費、機械設備工事費等、本提案に関係する全ての経費を含むものとする。
- ・企画提案書(正本)の表紙には、あて先、タイトル、提出年月日、会社名・代表者名を記載の上、会社印を押印すること。なお、副本は、事業所名等が判明できる記載は一切行わないこと。

イ 見積書

- ・見積書の表紙に社名、住所、代表者名を記載の上、押印すること。
- ・見積書に記載する各価格と積算内訳明細書は同価格であること。
- ・見積額(提案価格)は独自提案も含めて、本業務の提案上限額を超えないこと。
- ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

(3) 評価ポイント

- ・業務工程
- ・企画提案
- ・見積額

(4) 提出期限

令和8年5月22日(金)午後5時まで(必着)

(5) 提出部数

正本各1部、副本各10部

※副本は、事業所名等が判明できる記載は一切行わないこと。

※提出書類と同じ内容をPDFデータで保存した電子媒体(CD-R)を提出すること。

(6) 提出方法及び提出先

【7. 担当部署】へ持参(受付時間は平日午前9時から午後5時までとし土・日・祝日は受付不可)又は郵送によるものとする。

※郵送提出の場合、「上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル企画提案書在中」と朱書きで明記すること。

※郵送は、受け取り日時及び郵送されたことが証明できる方法を用いること。

※町は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

1.3. 二次審査(プレゼンテーション)の実施

【12. 二次審査(企画提案書の提出)】に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法によりプレゼンテーションを実施し、審査委員会が審査を行う。

(1) 審査委員会開催日時

日時：令和8年5月下旬(予定)

場所：上毛町役場

※詳細については「一次審査結果及び二次審査対象に関する通知書」により別途通知する

(2) 内容

企画提案書に基づき説明を行うこととし、企画提案書の受付期間内に提出した提案書類以外の資料（イメージ写真、実績写真、説明資料等）を追加することは認めない。

(3) プレゼンテーションの方法等

項目	備考等
会場	上毛町役場
日時	5月下旬※変更の場合があります
持ち時間	45分以内
参加者数	現地及びリモート参加者、併せて5名以内とし、代表企業の業務担当者及び配置予定管理技術者は必ず現地にて出席すること。なお、リモート参加者数は、参加者の半数以下とする。
内容	・準備（5分以内） ・企画提案内容の説明（20分以内） ・質疑応答（20分以内）

(4) その他

- ・プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル及び電源は町が準備するが、パソコン及びその他必要な機材等は、事前に担当部署に連絡の上、提案者が用意すること。
- ・プレゼンテーションの順番は企画提案書を受け付けた順とする。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・審査委員会及びプレゼンテーションは非公開とする。
- ・開始指定時間に5分以上遅れた場合は、審査対象外（失格）とする。
- ・開始指定時間に遅刻（5分未満）した参加者がプレゼンテーションを実施する場合、プレゼンテーションの所要時間延長は認めない。

1.4. 選定方法

本企画提案の受託候補者は、次により決定する。

- (1) 審査委員会において、「上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業基本・実施設計等業務委託事業者選考審査基準」（以下、「審査基準」という。）に基づき、全審査員の評価点の平均点（小数点第2位を四捨五入）を算出し、得点上位の提案者から順位付けを行い、受託候補者及び次点候補者を選定する。なお、算出した平均点が同点の場合は、評価基準に定める評価項目の内、「提案内容の充実性」の得点が高い者を上位とする。
- (2) 参加者が1者のみの場合でもプレゼンテーション審査を実施する。また、総合評価点が60点以上でなければ、受託候補者及び次点候補者として認めないものとする。
- (3) 評価基準に定める「業務工程、企画提案に対する評価」において、E・F判定と評価された場合は受託候補者及び次点候補者とししない。
- (4) 審査結果については、プレゼンテーション参加者全員に文書で通知する。
- (5) 受託候補者名を上毛町公式ホームページにて公表する。

1 5. 契約に関する事項

本企画提案の契約については、次により行う。

- (1) 審査委員会において決定された受託候補者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、受託候補者から企画提案書提出時の見積額の範囲内において見積書を徴収し、契約を締結する。また、特別な理由により受託候補者と契約の締結できない場合は、次点候補者と契約の交渉を行うものとする。
- (2) 契約書の作成
本町と受託候補者で協議した上で契約書を作成する。
- (3) 契約保証
契約締結に伴い、上毛町財務規則（平成17年規則第35号）第119条に定める額の契約保証金を納付しなければならない。
- (4) その他契約に関する事項
契約時は、仕様書に記載されている事項を基本とするが、本町と受託候補者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

1 6. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、提出された参加申込書及び企画提案書を無効とし、その者を失格とする。

- (1) 各提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (4) 【8. 質問の受付及び回答】に指定する以外の方法により、審査内容に関する事項等について、直接または間接に連絡を求めた場合
- (5) 参加申込書提出の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) その他、本要領の条件に適合しない又は、違反するなど町が不適格と認めた場合

1 7. その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。また、やむを得ない理由により本プロポーザルを中止する場合、本プロポーザルに要した費用については町に請求できないものとする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果等に対する異議申し立ては一切受け付けない。
- (4) 参加申込書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退理由を記載した上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業基本・実施設計業務委託に関する参加辞退届（様式第8号）を提出すること。
- (5) 提出された書類は一切返却しない。
- (6) 提出された提案書にかかる著作権は、元来第三者に既存するものを除きそれぞれの提案者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 選考審査作業を行う必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 申請書類、その他提出された書類は原則、非公開とする。ただし、上毛町情報公開条例に基づき、公開請求者に公開することがある。
- (9) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業基本・実施設計業務委託
事業者選考審査基準

○評価点

「上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業基本・実施設計等業務委託」事業者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）の各委員は、表1-1 評価基準の内、「業務工程、企画提案に対する評価」の項目について、参加事業者の企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に審査し、表1-2のランクを決定する。

その後、表1-1の配点に、表1-2のランクごとの評価係数を乗じて各評価項目の得点を算出する。それら得点を合計したものが参加事業者の評価点（満点は100点）となる。

表1-1

評価基準(100点)

分類	評価項目	評価基準	配点
一次審査	審査結果	(一次審査の合計点) × 0.1	5.0
業務工程	実施スケジュール等	本業務の実施手順やスケジュールは適切か	10.0
企画提案	業務実施方針の妥当性	業務目的及び要求水準に沿った内容で、本町のイメージする方向性と一致しているか	15.0
	提案内容の充実性	本業務の趣旨を理解した上で施設を以下のように設計することができ、魅力的な提案となっているか また、提案が実現可能なものとなっているか	
		①仕様書に示す「業務目的、施設整備方針」等に沿った提案となっているか	10.0
		②地域資源の活用が図れる施設の提案となっているか	10.0
		③環境負荷の低減やライフサイクルコストの縮減に考慮し、維持管理しやすい提案となっているか(持続可能な施設)	10.0
	④飲食施設計画及び外構整備計画が「町の顔」となる大池公園に相応しい提案となっているか(デザイン性・周辺との調和等)	15.0	
プレゼンテーション	プレゼンテーションが魅力的なものであるか 質問に対する回答が的確かつ迅速であるか	15.0	
見積額	提案価格	(最低提案価格 ÷ 提案価格) × 10点	10.0

表1-2

ランク	評価	評価係数
A	特に優秀である／高度な能力を有している／十分な実績がある	1.0
B	優れている／十分な能力を有している／実績がある	0.8
C	平均的・普通である／平均的な能力である	0.6
D	物足りない／若干劣る能力である	0.4
E	不安・不満である／能力が劣る	0.2
F	記載なし／実績なし	0.0